

協会けんぽ

OSAKA

「被扶養者状況リスト」の 提出はお済みですか？



今年度は対象者がいる事業所にのみ「被扶養者状況リスト」をお送りしています

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、「被扶養者状況リスト」を必ず期限までにご提出いただくようお願いいたします。

再確認の対象となる 被扶養者

今年度は扶養解除の可能性が高い以下の対象者がいる事業所に絞ってリストをお送りしています。

- | | |
|---|---|
| 1 | 健康保険の資格が重複している可能性が高い方 |
| 2 | 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方 |
| 3 | 令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く) |

※対象者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りしていません。

被扶養者異動届は電子申請で日本年金機構へ!!

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

被扶養者異動届の手続き先	被扶養者異動届の提出方法	協会けんぽへの提出物
日本年金機構	電子申請	被扶養者状況リスト(※) お持ちの場合、保険証等(資格確認書、高齢受給者証)
協会けんぽ	紙媒体による申請	被扶養者状況リスト(※) 被扶養者調書兼異動届 お持ちの場合、保険証等(資格確認書、高齢受給者証)

※扶養解除となる対象者がいない場合も、被扶養者状況リストを協会けんぽへご提出ください。

ご提出時の 注意点

- 被扶養者調書兼異動届を提出された場合、決定通知書を事業主様へ返送するまでに1～2か月程度お時間をいただく場合がございますので、お急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を日本年金機構へ直接ご提出ください。
- 「被扶養者状況リスト」に同封しております、扶養再確認専用の返信用封筒にてご提出ください。再確認業務に関係しない書類(傷病手当金支給申請書等)は、同封しないでください。(申請書の審査が遅れる原因になります。)

令和8年1月から電子申請がスタートします！

ご利用
ください！



令和8年1月からオンラインで各種給付金等の申請ができる電子申請がスタートします。電子申請は郵送に係る手間がないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさん！ぜひご利用ください。

詳しくは
こちらの協会けんぽ
ホームページを
ご覧ください▶



定期健康診断（事業者健診）結果をご提供ください



労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施される場合、健康保険法等により、事業主様が健診結果を協会けんぽへ提出することが義務付けられています。下記のいずれかの方法によりご提供をお願いします。

※協会けんぽの生活習慣病予防健診を定期健康診断としてご利用いただく場合、健診機関から協会けんぽに健診結果が報告されているため、ご提供は不要です。

制度に
ついては
こちらを
ご覧ください▶



オススメ！

< 提供方法 >

① 健診機関から健診結果を提供

提供依頼書を協会けんぽにご提出ください。
提出された「提供依頼書」に記載の健診機関から結果を受領いたします。

※健診機関を変更した場合は、都度「提供依頼書」をご提出ください。

結果提出が可能な
健診機関一覧は
こちらを
ご覧ください▶



提供依頼書は
こちらを
ご覧ください▶



② 健診結果票のコピーを提供

①の提供可能な健診機関以外で受診された場合、事業所様で保管している健診結果票の写しを協会けんぽまでお送りください。

※健診結果票に、問診等の必須の結果項目がない場合は、問診票を併せてご提出ください。

提供していただきたい
結果項目は
こちらを
ご覧ください▶



問診票は
こちらを
ご覧ください▶

